

議案第1号

文化財の県指定について

1 提案理由

平成30年1月12日に石川県文化財保護審議会から文化財の県指定について  
答申があつたため

2 根拠法令等

石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）第4条第1項

3 指定内容

有形文化財

種別	名称	員数	所在地	所有者
絵画	紙本金地著色観桜・ 観楓図六曲屏風	6曲1双	金沢市出羽町2番1号 石川県立美術館	石川県
"	紙本墨画猿猴図屏風 長谷川等伯筆	2曲1隻	七尾市小丸山台1丁目1番地 石川県七尾美術館	七尾市
"	紙本墨画松竹図屏風 長谷川等伯筆	2曲1隻	七尾市小丸山台1丁目1番地 石川県七尾美術館	七尾市
工芸品	黒楽茶碗 銘北野 附 添状	1口 附1幅	金沢市出羽町2番1号 石川県立美術館	石川県

4 指定日

告示日

しほんきんじちやくしょくかんおう かんぶう ずろつきよくびょうぶ  
紙本金地著色觀桜・觀楓図六曲屏風

- 1 種 別 有形文化財（絵画）
- 2 名 称 紙本金地著色觀桜・觀楓図六曲屏風
- 3 員 数 6曲1双
- 4 所 在 地 金沢市出羽町2番1号  
石川県立美術館
- 5 所 有 者 石川県
- 6 指 定 理 由 江戸時代前期（17～18世紀）に描かれた数少ない初期風俗画の極めて貴重な作品であり、保存状態も良好である。  
(詳細は別紙のとおり)
- 7 形 状 縦117.7cm×横296.8cm
- 8 年 代 江戸時代（17～18世紀）
- 9 作 者 不明
- 10 維持管理方法 石川県立美術館にて保存管理
- 11 写 真 別添のとおり

別紙（指定理由）

しほんきんじぢやくしょくかんおう　かんぶう　うづろつきよくびょうぶ  
紙本金地著色觀桜・觀楓図六曲屏風

左隻は、満開の桜を楽しむ人々が描かれた觀桜図、右隻は、満月と紅葉のもと輪踊りに興じる群衆とそれを取り巻く人々を描いた觀楓図で一組を構成している。

左隻觀桜図では、少なくとも六組におよぶ一行が觀桜のために訪れた様を描いており、桜の下に絨緞、毛氈などが敷かれ、豪華な行楽の様相をうかがうことができる。右隻觀楓図では、満月の夜の輪踊りの様相が描かれている。踊りの輪の中央には毛氈が敷かれ、そこに締め太鼓を叩く者、笛を吹く者、床几に腰かけて三味線を弾く者、鼓を打つ者などが描かれている。

本作品は、「金沢士庶遊楽図屏風」として『金沢図屏風』豊田武監修 文一総合出版（1977）に紹介されているが、金沢を描いたとするには多少無理があるようと思われる。しかし、本作品は少なくとも江戸時代末期頃から金沢に伝世しており、武士や町人とともに描いた初期風俗画のひとつとして貴重である。描かれている人物や樹木の描写に見られる筆致から、江戸狩野派の画家による制作と考えられる。

以上のことから、本作品は江戸時代前期（17～18世紀）に描かれた数少ない初期風俗画の極めて貴重な作品であり、保存状態も良く、県指定有形文化財としての価値を十分に有するといえる。



紙本金地著色觀桜・觀楓図六曲屏風



紙本金地著色觀桜・觀楓図六曲屏風

しほんぼくがえんこうずびょうぶ 紙本墨画猿猴図屏風 はせがわとうはくひつ  
長谷川等伯筆

- 1 種 別 有形文化財（絵画）
- 2 名 称 紙本墨画猿猴図屏風 長谷川等伯筆
- 3 員 数 2曲1隻
- 4 所 在 地 七尾市小丸山台1丁目1番地  
石川県七尾美術館
- 5 所 有 者 七尾市
- 6 指 定 理 由 熟練した水墨表現と動物表現から、能登が生んだ桃山時代を代表する画家・長谷川等伯の全盛期である、50歳代から60歳代にかけての制作過程を知るうえで貴重な作品である。（詳細は別紙のとおり）
- 7 形 状 縦162.4cm×横241.2cm
- 8 年 代 桃山時代
- 9 作 者 長谷川等伯
- 10 維持管理方法 石川県七尾美術館にて保存管理
- 11 写 真 別添のとおり

別紙（指定理由）

しほんぼくがえんこうずびょうぶ  
紙本墨画猿猴図屏風 はせがわとうはくひつ  
長谷川等伯筆

本図は、右扇の右端下部から大きな樹木の幹が2手に分かれ、その内1本は画面中央を横切って左扇へ伸び、樹木の根元周辺には岩と笹が配されている。右扇の樹木の上には猿が1匹座り、欠損しているものの、右側には子猿の小さな手が確認され、肩の上に子猿を乗せた母子猿であったことが分かる。一方、左扇には枯木にぶら下がる父猿らしき猿が描かれている。等伯は中国の禅僧画家・牧谿が描いた猿猴図に学んで、同画題を好んで描いており、等伯が描いた他の猿猴図作品とも近似している。

猿の毛書きについて、本図では縮れたような独特の書き方であり、他作品と異なる部分があるが、これはあえて書き分けたものと解釈される。足の立体感は的確に描写され、顔の濃墨の施し方、淡墨の上から鋭くかつ丁寧に書き込んだ毛、笹の勢いあるタッチや右端中頃の濃墨の樹葉などは、まさに等伯の表現とされる。また、猿以外の描写では、特に枝先をあらわす勢いのある墨線の筆法に優れている。

制作年代については、淡墨を基本とした柔らかいタッチの50歳代前半頃と、線自体に重きを置き、濃墨を多用した豪快な筆さばきの60歳代前半頃との中間期、50歳代後半頃の筆と思われる。

形状については、画面の構図や、右扇と左扇の各中心に縦の変色が見られることから、現状は6曲屏風の4扇分で、以前は左右にもう1扇ずつあったと考えられるが、描いた当初は、さらに大きな寺院内壁貼付画の一部だった可能性もある。

以上のことから、本作品は欠損があるものの平成27年に修復されており、水墨表現の熟練と等伯らしい動物表現が見られ、能登が生んだ桃山時代を代表する画家・長谷川等伯の全盛期である、50歳代から60歳代にかけての制作過程を知るうえで貴重な作品である。このように、文化財的価値は高く、県指定有形文化財に指定し、その保存を図ることが必要である。



紙本墨画猿猴図屏風 長谷川等伯筆

しほんぼくがしょうちくずびょうぶ  
紙本墨画松竹図屏風 はせがわとうはくひつ  
長谷川等伯筆

- 1 種 別 有形文化財（絵画）
- 2 名 称 紙本墨画松竹図屏風 長谷川等伯筆
- 3 員 数 2曲1隻
- 4 所 在 地 七尾市小丸山台1丁目1番地  
石川県七尾美術館
- 5 所 有 者 七尾市
- 6 指 定 理 由 樹木による空間表現に優れており、能登が生んだ桃山時代を代表する画家・長谷川等伯の全盛期である、50歳代から60歳代にかけての制作過程を知るうえで貴重な作品である。（詳細は別紙のとおり）
- 7 形 状 縦162.4cm×横241.2cm
- 8 年 代 桃山時代
- 9 作 者 長谷川等伯
- 10 維持管理方法 石川県七尾美術館にて保存管理
- 11 写 真 別添のとおり

別紙（指定理由）

しほんぼくがしょううちくずびょうぶ  
紙本墨画松竹図屏風 はせがわとうはくひつ  
長谷川等伯筆

本図は、左扇の左端から右上方に向って大きな松樹が描かれ、右扇の右端まで緩やかな曲線を描いて枝を伸ばしている。下部には土坡<sup>どは</sup>が描かれ、左扇の松樹の後方から孟宗竹<sup>もうそうちく</sup>が茂り右扇へと続き、濃墨を効かせながら淡墨と描き分け、巧みに遠近感を表している。

老松の樹皮の表現や、竹の節と節の間の稈に横に2筆濃墨を入れる独特の表現、墨の濃淡によって風になびく葉叢<sup>はむら</sup>を巧みに表現した部分は、他の等伯作品の表現と極めて近い。なかでも本図は、メリハリの利いた墨の濃淡表現や、速筆で一気に描いた迷いのない幹の線、墨の艶や調子、筆法など、等伯の代表作である国宝「松林図屏風」へ繋がる表現であり、注目に値する。

制作年代については、墨色や筆の勢いなどから、「猿猴図屏風」と同じく50歳代後半頃の制作と思われる。

形状については、右扇と左扇の各中心に縦の変色が見られることから、現状は6曲屏風の4扇分で、以前は左右にもう1扇ずつあったと考えられるが、描いた当初は、さらに大きな寺院内壁貼付画の一部という可能性もある。

以上のことから、本作品は若干傷みがあるものの平成27年に修復され、樹木による空間表現も優れており、能登が生んだ桃山時代を代表する画家・長谷川等伯の全盛期である、50歳代から60歳代にかけての優品として、また、制作過程を知るうえでも貴重な作品である。このように、文化財的価値は高く、有形文化財に指定し、その保存を図ることが必要である。



紙本墨画松竹図屏風 長谷川等伯筆

くろらくちゃわん めいきたの つけたり そえじょう  
黒楽茶碗 銘北野 附 添状

- 1 種 別 有形文化財（工芸品）
- 2 名 称 黒楽茶碗 銘北野 附 添状
- 3 員 数 1口 附 1幅
- 4 所 在 地 金沢市出羽町2番1号  
石川県立美術館
- 5 所 有 者 石川県
- 6 指 定 理 由 初代長次郎による制作で、千利休が天正15年（1587年）  
の北野大茶湯に用いたと云われており、わび茶の思想が  
凝縮された名品である。（詳細は別紙のとおり）
- 7 形 状 口径 10.4～10.9cm 底径 4.8cm 高さ 8.4cm（茶碗）  
縦 23.1cm×横 34.0cm（添状）
- 8 年 代 桃山時代
- 9 作 者 初代長次郎（～1589）
- 10 維持保存方法 石川県立美術館にて保存管理
- 11 写 真 別添のとおり

別紙（指定理由）

くろらくちやわん めいきたの つけたり そえじょう  
黒楽茶碗 銘北野 附 添状

本作品は、焼成温度の関係で、黒釉はガラス質の光沢が生まれておらず、かせた肌合をもつ。わずかに口造りを内側に抱え込み、見込みには茶溜りがある。腰に穏やかな丸みのある半筒形の端正な茶碗で、高台はやや高く、内には兜巾ときんがあり、手の中にしつくりと納まる穏やかな作行きの茶碗である。銘の「北野」は、千利休が天正 15 年（1587）の北野大茶湯に用いたと云われることに由来している。

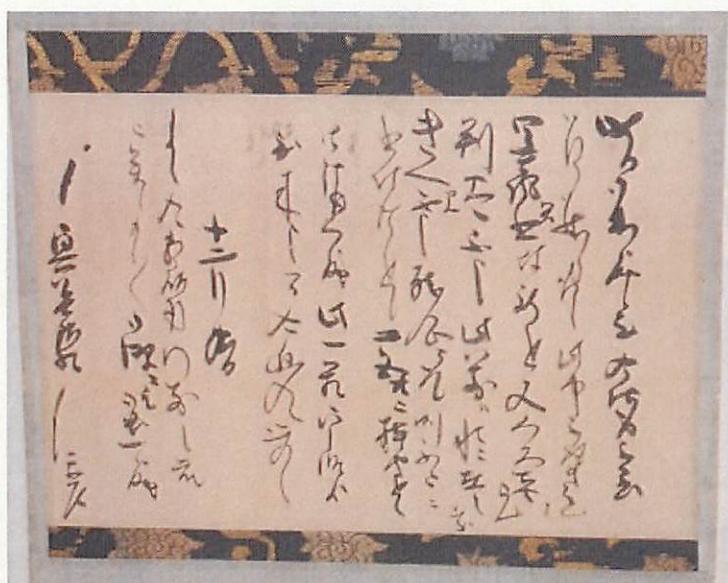
内箱蓋裏には、表千家 4 代江岑宗左こうしんそうざ（1613～1672）による「利休判在之ヲ覺今程キエ見不申候 黒茶碗 左（花押）」の書付があり、この書付は所有者の興善院に依頼されたことが添状から解る。蓋表には、表千家 5 代隨流斎宗佐すいりゅうさいそうざ（1650～1691）による「北野黒 興善院 内老父書付有 宗左（花押）」の書付がある。

伝来は千利休所持の後、興善院から塗師の中村宗哲家に渡り、表千家 7 代如心斎じょしんさいが買い取り、江戸の豪商冬木家が千利休の遺偈を千家に戻した際に返礼として贈られた。この事実は、本作品が利休遺偈と同等の意義と価値があるものと表千家において判断されていたことを示すものである。

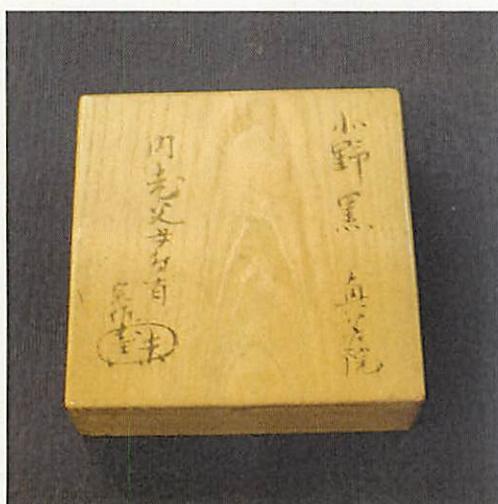
長次郎の樂茶碗は、黒楽と赤楽に大別されるが、千利休のわび茶の究極を象徴すると考えられているのが黒楽茶碗である。本作品は千利休が確立したわび茶の思想が凝縮された名品であり、県指定有形文化財としての価値を十分に有すると言える。



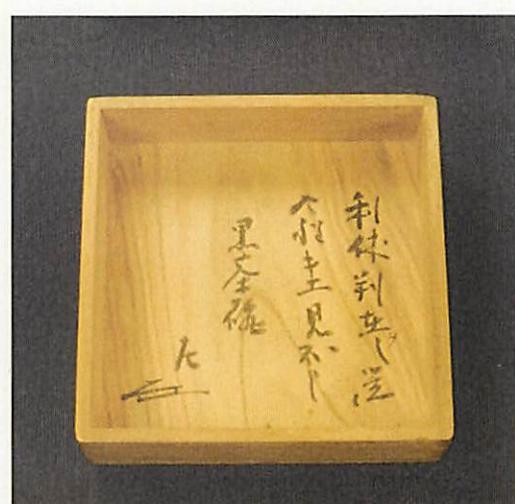
黒楽茶碗 銘北野



添状



内箱蓋表



内箱蓋裏